



法務省訟支第32号  
平成30年1月19日

## 行政文書開示決定通知書

様

法務大臣 上 川 陽 子



平成29年12月22日受付第608号で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」といいます。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することに決定しましたので通知します。

記

### 1 開示する行政文書の名称

- (1) 意見書
- (2) 法務大臣権限法4条に基づく意見書提出について

### 2 不開示とした部分とその理由

上記1(2)の文書のうち、一般に公開されていない行政機関の内線番号については、これを公にすると、いたずらや偽計等に使用されることにより、行政機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を及ぼすおそれがあるため、法第5条第6号柱書きに該当することから不開示としました。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、法務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その審査請求に対する判決の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます（なお、判決の日から1年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

### 3 開示の実施の方法等

- (1) 開示の実施の方法等 ※ 同封の説明事項をお読みください。

開示請求書において希望された開示の実施の方法等により、開示の実施を受けられます。

<希望された実施の方法> 写しの送付

なお、次表に記載した方法のうち、既に開示請求書において記載された開示の実施方法とは異なる方法又は(2)に掲げる日時により開示を行うこともできます。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	納付していただく 開示実施手数料の額
A4判文書 105枚 (うちカラー複写1枚)	①閲覧	100枚までにつき 100円	200円	無料
	②複写機により白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき 10円	1,050円	750円
	③複写機により白黒及びカラーで複写したものの交付	白黒複写 用紙1枚につき10円 カラー複写 用紙1枚につき20円	1,060円	760円
	④スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)	CD-R1枚につき100円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	1,150円	850円
	⑤スキャナにより電子化しDVD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)	DVD-R1枚につき120円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	1,170円	870円

(注) CD-R、DVD-Rによる開示の実施を希望される場合は、開示の実施方法の申出をする前に、あらかじめ、担当課まで御連絡ください。

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

日時：平成30年2月1日から同年3月1日まで（土・日曜日を除く。）の  
9：30から17：00まで（昼休みを除く。）  
場所：法務省1階情報公開窓口 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込額）

日数：「行政文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から1週間後までに  
発送予定  
郵送料（見込額）：複写機により複写したものの送付の場合  
通常郵便（定形外）500gまで380円  
CD-R、DVD-Rに複写したものの送付の場合  
通常郵便（定形外）100gまで140円

\* 担当課等

法務省訟務局訟務支援管理官

TEL：03-3580-4111（内線4396）